

～誰もが安心して働き活躍するTOKYOへ～



八王子労働基準監督署町田支署の管轄区域は町田市全域となっており、管内における事業所数は約1万2千社、労働者数は約13万5千人となっています。町田市の人口は約43万人、面積は約72平方キロメートルであり、主な産業としては、卸・小売業、宿泊業、飲食サービス業、医療・福祉などの第三次産業が8割以上となっており、町田駅周辺に中心市街地を形成しています。さらに、2019年には「南町田グランベリーパーク」といった大型商業施設を含めた新しい市街地も誕生しています。

【八王子労働基準監督署町田支署の組織と主な業務】

監督・安衛課

【監督部署】

- ・労働条件等の監督指導、申告処理
- ・労働時間相談・支援（改正労基法の周知）
- ・労働基準法等に係る許可・認定の調査
- ・就業規則、時間外休日労働協定届等各種届出・報告の受理
- ・司法警察事務

【安全衛生部署】

- ・労働災害防止、労働者の健康確保
- ・災害調査、特定機械等の検査
- ・計画届の審査・調査
- ・労働者死傷病報告、定期健康診断結果報告等各種届出・報告の受付

労災課

- ・労働保険の成立、労働保険料算定基礎調査等
- ・労働災害に係る保険給付

総合労働相談コーナー

- ・職場のトラブルに関する相談や、解決のための情報提供
- ・労使間の争いや問題における助言指導及びあっせん手続

2022（令和4）年度 重点対策の具体的内容

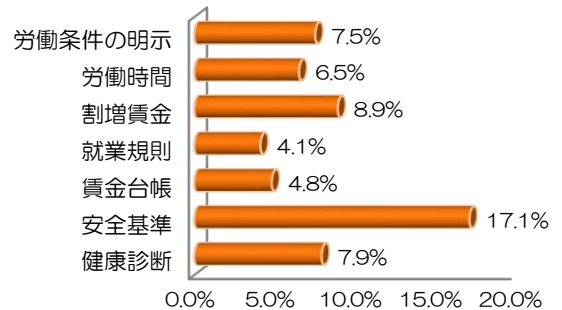
1 働き方改革の推進、労働条件の確保・改善のために

(1) 長時間労働の抑制及び過重労働による健康障害防止

東京労働局では脳・心臓疾患や精神障害等の労災補償請求件数が高水準で推移し、長時間労働による健康障害が発生していることから、長時間労働の是正及び過重労働による健康障害防止を図るため、次の事項を重点として取り組みます。

- ① 長時間労働（月80時間を超える時間外・休日労働）が疑われる事業場に対する監督指導を実施します。
- ② 長時間にわたる過重な労働による過労死等に係る労災請求が行われた事業場に対する監督指導を実施します。

臨検監督の違反内容と違反率（令和3年）



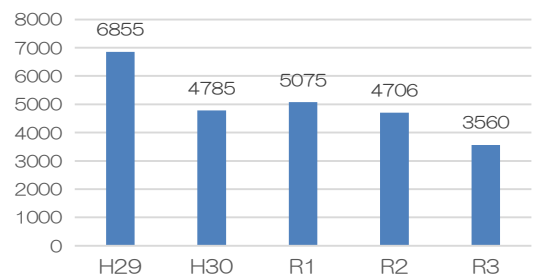
(2) 労働時間の縮減等に取り組む中小企業・小規模事業場への支援等

2019（平成31）年4月から施行された改正労働基準法等について、皆様に内容を理解していただくため、署内に編成した「労働時間改善指導・援助チーム」による個別訪問を実施するとともに、「東京働き方改革推進支援センター」の活用等により、テレワーク等の新しい働き方の導入支援や法違反の解消に向けた丁寧な助言・指導を行います。

(3) 懇切・丁寧な相談対応と相談等を契機とした監督・啓発指導の実施

- ① 来署される方、電話等でお問い合わせされる方に対して、丁寧でわかりやすい対応を心がけます。
- ② 相談や寄せられた情報の内容から労働基準法関係法令違反のおそれのある事業場に対する監督指導を実施します。
- ③ 新型コロナウイルス感染症の影響による大量整理解雇等の情報に対し、適切な労務管理がなされるよう速やかに啓発指導を実施します。

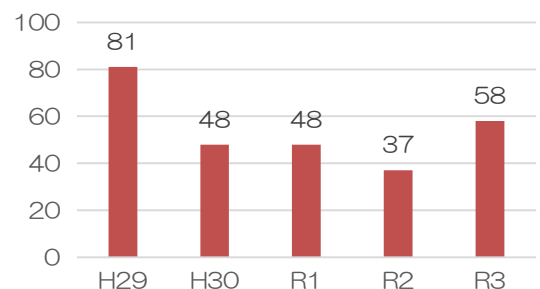
来署・電話等相談件数(年度)



(4) 迅速・適正な申告処理

- ① 賃金不払、解雇等について、労働基準法違反が疑われる事案について、労働者からの申告に基づき、事業主から事実確認を迅速に行い、違反が認められた場合、速やかに是正するよう行政指導を実施します。
- ② 事実上の倒産をした事業場の労働者に対する、未払賃金立替払制度の迅速・適正な運用を行います。

申告件数(年度)



(5) 最低賃金の周知・広報と履行確保

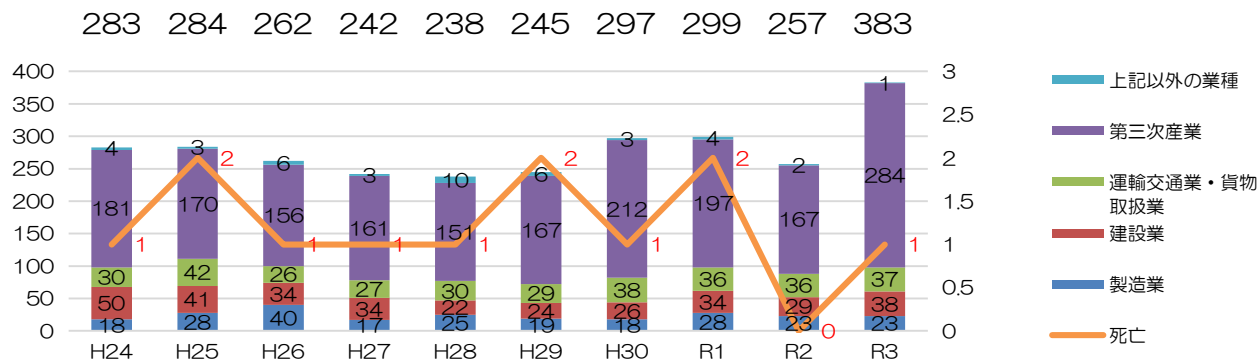
東京都（地域別）最低賃金は、時間額1,041円（令和3年10月1日発効）

2 安全で健康に働くことができる職場づくりのために



(1) 八王子労働基準監督署町田支署管内における死傷災害の推移(年)

令和3年の死傷災害は前年に比べ、49.0%（126件）の増加となっています（新型コロナウイルス感染症によるものを含む）。死亡災害については、令和3年は1件発生しています。

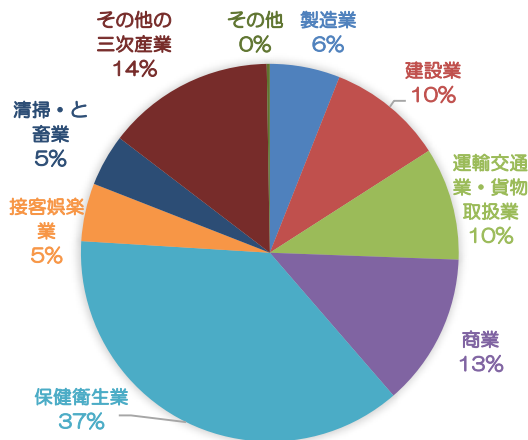


(2) 第三次産業を中心とした労働災害防止対策

第13次労働災害防止計画（平成30年度～令和4年度）の最終年度となる本年度は、東京労働局の計画目標「第12次防計画の最終年である2017年と比較して、死亡災害の15%減少、死傷災害の5%減少」の達成に向け、死傷災害の7割以上を占める第三次産業（小売業、社会福祉施設、飲食店を重点）を中心に次の取組を重点に進めます。

- 第三次産業（小売業、社会福祉施設、飲食店等）に対して、集団指導・個別指導等を通じ、各種ガイドライン等に基づく災害防止活動の周知指導を進めます。また、「中小規模事業場安全衛生サポート事業」の活用も周知・推進します。
- 事故の型別で災害が最も多い転倒災害の防止について、個別指導、集団指導、団体との連絡会議等で「STOP！転倒災害プロジェクト」の周知を行い、事業場における転倒災害防止対策を推進し定着を図ります。

令和3年休業4日以上災害（計383件）

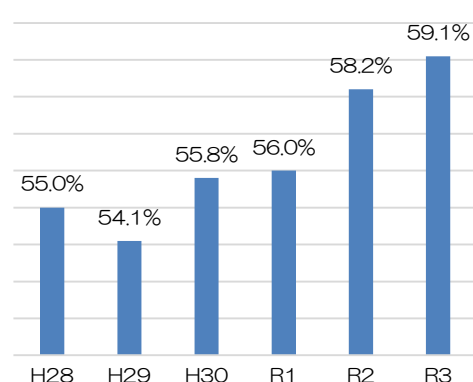


(3) 石綿ばく露防止対策等職場における健康確保対策の普及啓発と指導

健康確保推進のため、次の取組を重点に進めます。

- 窓口等において「職場における新型コロナウイルス感染症の拡大を防止するためのチェックリスト」等のリーフレットを活用し、感染拡大防止対策の取組を推進します。
- 新型コロナウイルス感染症の拡大からくる労働環境変化による労働者のメンタルヘルスへの影響を見逃さないため、ストレスチェック制度をはじめとした産業保健活動の適切な実施を指導します。
- 「STOP!熱中症クールワークキャンペーン」に基づく取組を周知し、熱中症予防対策を推進します。また腰痛等の職業性疾病対策の徹底を図ります。
- 改正石綿則の周知指導を進めるとともに、化学物質の製造・取扱事業場に対し、有機溶剤中毒予防規則、特定化学物質障害予防規則の履行確保のための指導を行います。

定期健康診断有所見率の推移(年)

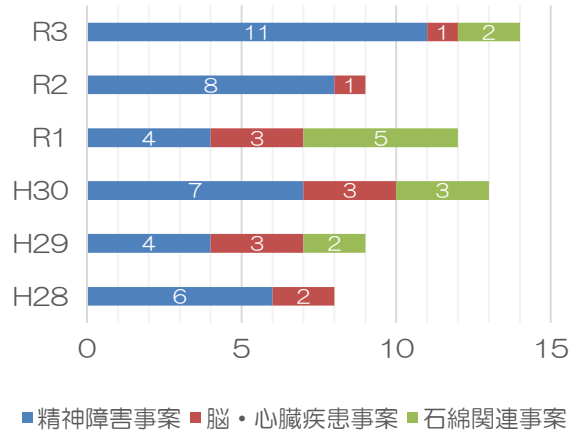


3 労働災害の被災者やその家族の救済のために

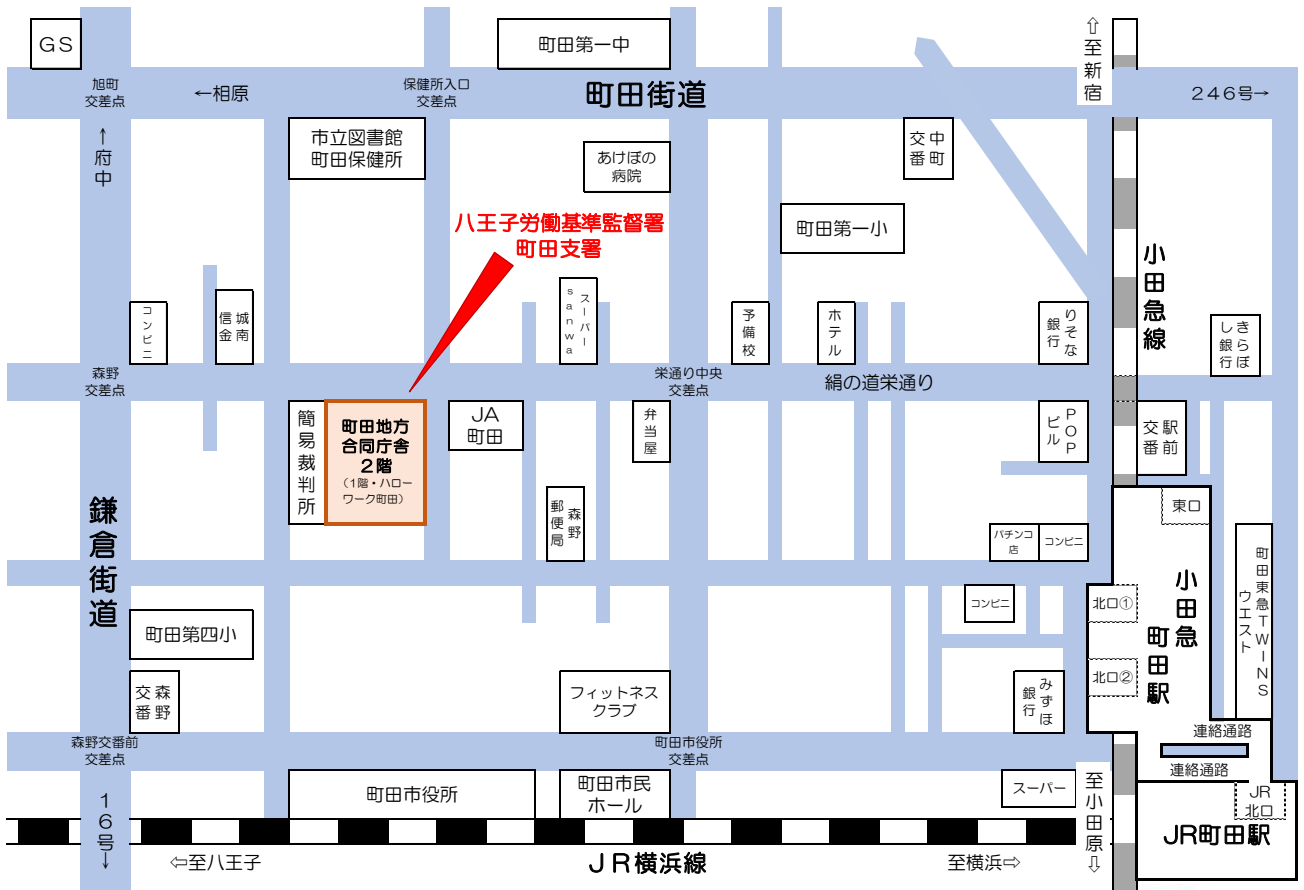
労働災害による被災者が安心して治療に専念し、早期に職場復帰できるよう、また、事業主間の公平が図られるよう、以下の取組を重点的に進めていきます。

- ① 労働保険の未手続事業の一扫対策を推進します。
- ② 労働保険料等の適正な徴収を行います。
- ③ 新型コロナウイルス感染症に係る的確な労災補償を実施します。
- ④ 過労死等事案などの的確な労災認定を行います。
- ⑤ 労災補償業務の迅速・適正な事務処理を徹底します。

労災請求件数(年度)



4 庁舎案内



八王子労働基準監督署町田支署

〒194-0022 町田市森野2-28-14 町田地方合同庁舎2階
 TEL 監督 042(718)8610
 安全衛生 042(718)9134
 労 災 042(718)8592

